

第2編 地震・津波編（予防計画）

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

第1節 地震・津波災害予防計画の基本方針等

第1款 災害予防計画の基本的な考え方

地震・津波災害に対して町民の生命・財産の安全を確保する為の予防対策は、「地震・津波に強い人づくり」、「地震・津波に強いまちづくり」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」、「津波避難体制等の整備」の4つに区分する。

【地震・津波に強い人づくり】

- (1) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (2) 自主防災組織の育成計画
- (3) 防災訓練計画
- (4) 消防職員等の充実について
- (5) 企業防災の促進
- (6) 地区防災計画の普及等

【地震・津波に強いまちづくり】

- (1) 地震被害の未然防止計画
- (2) 津波被害の防止計画
- (3) 都市基盤の整備
- (4) 建築物の対策
- (5) 危険物施設等の対策

【地震・津波災害応急対策活動の準備】

- (1) 初動体制の強化
- (2) 活動体制の確立
- (3) 応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
- (4) 災害ボランティアの活動環境の整備
- (5) 要配慮者の安全確保計画
- (6) 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

【津波避難体制等の整備】

- (1) 津波避難体制の強化計画
- (2) 孤立化対策の強化

第2款 災害予防計画の推進

国や県などの防災事業を積極的に活用し、本町の防災対策を強力に推進する。

1 減災目標

本町は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2 緊急防災事業の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードから効果的、効率的に推進する。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

3 防災研究の推進

本町の防災対策を効果的、効率的に進めるため、地震・津波災害の危険性や防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

（1）防災研究の推進

国や大学、県等の調査研究成果や本町に関連する過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生のメカニズムと被害発生の原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。また、工学的分野のほか、災害時の町民等の行動形態や情報伝達等に関する社会学的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、地域防災計画の見直しに反映させる。

地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、町民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

（2）調査研究体制の確保等

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第2節 地震・津波に強い人づくり

第1款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

地震・津波災害を念頭においた本町及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、この計画に定めるところによって実施するものとする。

[担当：総務課・教育指導課]

1 防災関係職員及び町民に対する防災知識の普及・啓発

(1) 嘉手納町の実施事項（役割）

① 広報事項

住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップや地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施し、常時住民の理解と認識を深めるように努めるものとする。

② 広報活動

- a 報道機関等を通じ、適時広報事項を提供する。
- b 広報誌（「広報かでな」）、ハザードマップ、インターネット等を活用し、町のホームページに掲載するなど防災知識の普及徹底を図る。
- c 防災関係展示会等、行事を必要に応じて開催する。

(2) 県の役割

沖縄県地域防災計画の概要や地震・津波の知識並びに地震災害時の心得などについて普及・啓発を行い、沖縄県における防災対策について住民の理解と認識を深めるように努める。

(3) 気象台の役割

県や嘉手納町、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

また、地震及び津波に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達する。さらに、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や嘉手納町、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

① 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
デパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

② 津波防災

- ・避難行動に関する知識（強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があることなど）
- ・津波の特性や津波に関する知識（津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せ、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など）
- ・津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ・津波警報等の発表時にとるべき行動
- ・沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

（4）防災関係機関の措置

防災知識の普及は、日頃からあらゆる機会に広く一般大衆に呼びかけることが重要である。そのため、各防災関係機関が実施する各種の災害安全運動において防災関連事項を多く取り入れるよう、積極的に働きかけ、住民自身のために推進する防災活動であるよう努めるものとする。

（5）その他

ア 普及・啓発時期や内容等

「防災週間」「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定結果等を示しながら、危険性や次の対策を住民等に周知する。

- ① 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防安全対策
- ② 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- ③ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ④ 緊急地震速報受信時の対応行動
- ⑤ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

イ 効果的な普及・啓発方法

報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々なデータをわかりやすく提供するように努める。

2 防災教育の推進

各防災機関は、地域住民や災害対策関係職員の地震災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的として以下の防災知識の徹底を図るものとする。

（1）防災研修会

災害対策関係法令及び他の法令の防災関係の各項の説明、研究を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、地震災害時の防災活動要領の習得を図るための研修会を行う。

（2）防災講習会

講習参加者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害の原因、対策等の科学的、専門的知識の高揚を図る。

（3）防火管理者教育

消防法第8条に定める施設（学校、公民館、病院、福祉施設、工場・事務所、共同住宅、宿泊施設等、その他多数の者が出入りまたは勤務、居住する防火対象物）の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督を履行させるものとする。

また、その他防火管理上必要な業務を行うにあたって、その関係者への教育を実施し、地震火災予防対策の効果をあげるものとする。

（4）学校教育、社会教育

地震や津波に関する基礎的な知識や災害の原因及び避難、救助方法等について学校教育や社会教育にその内容を組み入れ、防災教育に努めるものとする。

また、防災教育を行う際には、学校教育では児童や生徒の発育段階に合わせることであり、社会教育においては各々の属性（年齢や性別等）にあった教育を実施するものとする。

なお、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を県と協力して整備し、地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

（5）その他

消防団や事業所等の自主的な防災組織である自衛消防組織、自治会、青年会や婦人会等を基礎とした自主防災組織が育成された場合を含め、これらの組織を通じた地震活動及び地震発生原因についての知識の向上、普及を図るものとする。

また、防災知識の普及・啓発や各種訓練を実施の際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女二ーズの違い等男女双方視点に十分に配慮する。

3 災害教訓の伝承

県と協力し、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。また、町民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第2款 自主防災組織の育成計画

地震・津波災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という隣保協同の精神と連帯感に基づくことが重要であり、町民及び地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となる。

本町においては地域住民による自主防災組織の組織化を促し、日頃から訓練を積み重ねるなど、積極的に育成・強化を図るものとする。

[担当：総務課・福祉部、産業環境課、教育指導課、社会教育課]

1. 組織づくり

自治会等の既存する地域自主団体を、自主防災組織として育成することを基本とする。

① 自治会組織

自治会等の自治組織に活動の一環として、防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

② 防災活動推進団体等

何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図って、自主防災組織として育成する。

③ 地域活動団体

商店街組合等の地域振興団体、婦人会、青年会、PTA等の地域活動を行っている団体・組織を活用して、自主防災組織として育成する。

2. 活動内容

(1) 平常時の活動	(2) 災害時の活動
① 防災に関する知識の普及	① 災害情報の収集、伝達
② 防災訓練の実施	② 責任者等による避難誘導
③ 防災資機材の備蓄・点検	③ 出火防止、初期消火
④ 防災リーダーの育成	④ 要配慮者の安全確保
	⑤ 給食・給水

3. 資機材及び活動拠点の整備

町は、自主防災組織が災害時において消火、救助、救護等に必要な防災資機材の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

また、平常時においては、自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難・備蓄の機能を有し、活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

第3款 防災訓練計画

地震発生時に円滑に防災活動が行えるよう、防災体制の確立並びに防災思想の普及を図るために、本町をはじめ防災関係機関、住民、事業所等団体が一体となって防災訓練を実施するものとする。

[担当：総務課・消防本部]

1 防災訓練の基本方針

- ① 実践的な防災活動（専門的知識・技術の習得）
訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指した訓練とすることを最重要課題とする。
- ② シミュレーションに基づいた訓練
地震災害がおこった際に想定される状況に基づき、生じうる問題点・課題を明確にし、関係機関相互の連携のあり方等を習得することを旨とした防災訓練を実施する。
- ③ 訓練の内容の具体化 <目的・内容・方法（時期、場所、要領等）>
訓練の種類毎に想定される災害状況等を踏まえ、具体化した訓練とする。
- ④ 多様な主体の参加
住民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県及び防災関係機関と連携して、多数の住民や事業所等が参加するよう努める。また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活動に必要となる多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光関係団体、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 個別防災訓練の実施

訓練対象の状況に応じて、個別の目標を設けた訓練を実施するものとする。

- ① 様々な地震発生時刻、規模等の設定状況下での初動体制の確立、通信・連絡、組織間の連携、被災現場派遣等、テーマ別の訓練
- ② 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- ③ 傷病者等を念頭においた救出・医療訓練
- ④ 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- ⑤ 物資集配拠点における集配訓練
- ⑥ 民間企業・ボランティア等の活用訓練
- ⑦ 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3 総合防災訓練の内容

（1）総合防災訓練

広域的に実施する総合訓練を基本に、訓練の実施内容、目標設定を具体化するなど訓練の活性化を図るものとする。また、地域特性を踏まえ、多くの住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

- ア 訓練時期：毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）
- イ 実施場所：過去の災害状況等を考慮し、関係機関と協議の上決定
- ウ 参加機関：関係市町村、県、防災関係機関
- エ 訓練の種目
 - ①避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練、②水防訓練、③救出及び救護訓練、④炊き出し訓練、⑤感染症対策訓練、⑥輸送訓練、⑦通信訓練、⑧流出油等防除訓練、⑨広域応援要請訓練（情報伝達訓練）、⑩その他

（2）訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

（3）広域津波避難訓練

本町は、県と連携し、津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

- ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題
- イ 津波避難困難区域の把握
- ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

（4）災害対策本部運営訓練

災害対策本部員及び各班の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは以下のとおりとする。

「①災害想定、各班の所掌事務、リソースの理解促進」「②本部会議及び各班の実践力の向上」「③防災計画・マニュアルの検証」

（5）複合災害訓練

県及び防災関係機関と協力し、本県及び本町の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。また、発生の可能性の高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練に努める。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

4 防災訓練の成果の点検・評価

防災訓練の実施後は、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき、今後の防災施策に生かすようなシステム及び体制を確立する。

今後は、地震についてシミュレーションによる防災訓練を最重要課題として行い、訓練実施時の社会的要請等に合わせた訓練の対象、規模、内容を設定し、その成果を防災施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進

学校や職場等で実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会、自主防災組織等に対し教育や支援を実施し、地震・津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第4款 消防職員等の充実

[担当：総務課・消防本部]

1 消防職員の充実

消防職員は、消防・救急・防災活動の中核を担っており、町民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。消防職員が充実することで、町民のより安心して安全な生活の担保につながることから、県と連携して消防職員の充実を図るための検討を行うものとする。

- ア 消防職員の適正数や増員の必要性の検討
- イ 消防職員の充実による消防防災体制の強化検討

2 消防団員の充実

消防団員は、地域の防災リーダーとして平常時・災害時問わず各地区に密着して住民の安心と安全を守る活動を担っている。大規模災害時には、消防職員と連携して住民の避難支援を行うことが期待されることから、県と連携して消防団員の充実を図るための検討を行うものとする。

- ア 必要な消防団員数の検討
- イ 町民への消防団活動の広報
- ウ 消防団の訓練、資機材の充実
- エ 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等

第5款 企業防災の促進

[担当：総務課・産業環境課・消防本部]

1 事業者における防災対策の強化

本町内の各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化等の推進、予想される被害からの復旧・復興計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不測への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、本町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

2 町・県の支援

嘉手納町及び県は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に答えられるよう、条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災向上の促進を図るものとする。また、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第6款 地区防災計画の普及等

「自助、共助」による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、本町の各区単位・事業所等からの提案による、「地区防災計画」の策定について定める。

[担当：総務課]

1 地区防災計画の位置づけ

本町の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で市町村防災会議に提案した場合、嘉手納町防災会議は地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及

本町は、町内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

3 計画の内容

（1）計画の内容

地区防災計画には、以下の内容を定めるものとする。

- ①計画の対象範囲（行政区単位等）
- ②地区の活動体制
- ③防災訓練の内容
- ④物資備蓄の内容
- ⑤相互支援の方法等
- ⑥その他必要な事項

※地区防災計画は、地域住民等の自主性により策定されるものであるが、本町では、西浜区において、津波の浸水被害が想定されている。本区では、防災意識が高く、自主防災組織も設立し活動を行っていることから、地区防災計画の提案を促すとともに、互いに協力して計画策定を行い、それをモデルケースとして他の行政区等へ自主防災組織の設立と併せて取り組みを促していくものとする。

第3節 地震・津波に強いまちづくり

第1款 地震被害の未然防止計画

[担当：総務課・企画財政課・都市建設課・上下水道課・産業環境課]

1 地盤災害防止事業

(1) 現況・危険区域

本町の比謝川河口周辺の沖積層低地や、水釜埋立地周辺低地等の軟弱地盤では、液状化被害が想定される。（「沖縄県地震被害想定調査概要報告書（平成9年）」等参考）

(2) 計画

本町において危険性が指摘されている箇所については、各種の開発・整備等に伴う地盤改良による液状化対策や無秩序な宅地造成等による市街化抑制のため規制誘導等により、災害回避を図るものとする。

液状化被害への技術的対応については、学術的にも研究途上分野であることから、本町においては、その成果について積極的な周知・広報を町民及び各関係機関への実施に努めるものとする。また、法令に適した既存の建造物の液状化被害は少ない予測（阪神・淡路大震災より）から、今後更に建築法令等自体の遵守の徹底を図る。

2 土砂災害防止事業

(1) 地すべり防止対策

① 危険区域

本町の地形は比較的平坦で危険区域は無いが、狭隘な住宅域において開発等による危険箇所が発生しないよう調査把握に努めることが必要である。

② 計画

地すべりの発生概況及び発生予想について整理・把握し、今後危険性のある箇所については早急に地すべり防止区域の指定を促進し、県と調整を図りながら行為の制限及び原因究明の調査研究を行い適切な地すべり防止策を実施するものとする。

(2) 急傾斜地崩壊防止対策

① 現況・危険区域

比謝川流域周辺に急傾斜地崩壊危険箇所（6箇所）の危険が予想されている。

② 計画

今後も危険度調査などを適時実施し、危険度の高くなると予想される箇所の把握に努め、災害の未然防止事業及び対策を図るものとする。

また、各自治会による警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(3) 砂防対策

① 現況・危険区域

本町は、沖縄市を起点に読谷村との境界を通り東シナ海に注ぐ、全長17.5kmの県指定2級河川の比謝川が流れている。また、砂防指定及び土石流危険溪流の指定は無いが、気象状況の変化が激しい近年において、特に河川流域の変化に注意して

いくこととする。

② 計 画

危険度の高い区域においては、県による砂防事業の促進を図るものとする。また、警戒避難基準及び警戒避難体制の整備を推進するとともに、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について住民への周知を図る。

【資料編参照】

3 土砂災害警戒区域指定（警戒避難体制の整備）

当該区域の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項、災害対策基本法 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、地域防災計画に定め、住民に周知するよう努めるものとする。

本町において、現在指定されている 5 箇所の土砂災害警戒区域内には、防災上配慮を要する者が利用する施設はないものの、周辺住民等へ危険性や避難に関する周知をこれまで通り行うものとする。

4 河川災害防止事業

（1）現況・危険区域

町には、沖縄市を源流とした県指定二級河川「比謝川」を有している。

従来、県内の河川法適用河川及び準用河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されており、通常の地震に対しては堤防への大きな被害は生じないと思われるが、通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。

（2）計 画

地震による河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

また、大規模な地震被害による災害想定から、階段護岸や取水用ピット等の整備を促進することで、緊急時の消火用水や避難時における生活用水等の確保を図るものとする。

5 道路・橋梁施設整備事業

（1）現況・危険区域

嘉手納ロータリーを中心に、本島を南北に縦貫する国道 58 号と、本町と沖縄市を結ぶ“主要地方道沖縄嘉手納線”や読谷村へのバイパス“久得牧原線”の主要幹線道路、那覇方面と読谷村を結ぶ“水釜大木線”が、地震災害時において人員、物資の緊急輸送、

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

その他災害応急対策上の重要な役割を發揮すると想定される。

また、市街地自体が戦後の移転集住によって形成されたため細街路がほとんどであり、交通渋滞による住宅地域内の通過交通が頻繁であることなど、防災及び住環境上の課題が見られるが、現在、嘉手納ロータリーを中心とした再開発事業により一部改善整備が進んでいる。

（2）計 画

① 道路施設の整備

ア) 道路

地震災害時における交通途絶が予想される道路区域の調査及び現状把握を行い、道路機能の確保のため今後とも未然防止に努めるものとする。

イ) 橋梁

本町には広域的にも重要な比謝橋と比謝川久得橋があることから、耐震点検等を行い、調査結果により補修等が必要な橋梁について架替、補強、落橋防止等を図るものとする。

② 緊急輸送の道路ネットワークの形成

消防、救急・救助、災害輸送活動等を迅速かつ円滑に実施するため、緊急輸送路としての道路幅員の拡幅、改良等を推進し、これらと交通拠点へのアクセス道路の連絡機能を向上することにより、緊急輸送道路ネットワークを形成させ、計画的な防災活動の円滑化に努めるものとする。

③ 道路啓開用資機材の整備

本町内での事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を確保できるよう消防・その他関係機関と連携し、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保体制に努める。

6 港湾・漁港等整備事業

（1）現 況

本町の主な海岸線は、国土交通省水管理・国土保全局、港湾局により海岸保全区域が指定されており、防災対策として台風・高潮対策を重点に施設整備が実施されている。

（2）計 画

港湾・漁港等は、海上交通による避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果すものであり、地震・津波による機能マヒを生じないように、耐震性の強化、緑地や背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努めることとする。

7 農地防災事業の促進

（1）現 況

本町の農作物は、産出額から主にサトウキビ、生乳や豚の畜産が高く、基地の黙認耕作地を含め狭隘な土地を活用している。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

（2）計 画

地震発生時の農地被害としては、液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊による2次被害として表面化することから、地震に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努めるものとする。

8 海岸保全施設対策（実施主体：県、嘉手納町、港湾管理者）

海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。概要は以下のとおり。

- （1）津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。
- （2）海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。
- （3）背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- （4）海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

9 ライフライン施設災害予防計画

（1）水道施設災害予防対策

対 策 別	実 施 内 容
① 施設の耐震性強化	水道施設の施行にあたっては、新設、拡張改良等の際には、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。 施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。 水供給機能がマヒしたときを想定し、供給システム自体の耐震性の強化を図る。
② 広域応援体制の整備	水道事業管理者及び水道用水供給事業者は、災害時における応急給水の円滑な実施を図るため、他の水道事業管理者等に対する広域的な応援体制の整備に努める。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

（2）下水道施設災害予防対策

対策別	実施内容
① 施設の耐震性強化及びバックアップ施設の整備	下水道施設の施工にあたっては、十分な耐震性を有するように努め、停電対策として自家発電装置の整備や設備の二元化等、災害に強い下水道の整備を図る。
② 広域応援体制の整備	町は、県とともにあらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。

（3）高圧ガス災害予防計画

町は、県や各関係機関との連絡を密にし、保安体制の強化、各規定法に準ずる適正維持を講じることで、保安管理の徹底を図るものとする。

対策別	実施内容
① 高圧ガス消費先保安対策	(一社)沖縄県高圧ガス保安協会を主体に、消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
② 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施	高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

（4）電力施設災害予防計画（実施主体：沖縄電力株）

災害に伴う電力施設被害の防止について、沖縄電力が定める恒久的設備の対策計画への協力体制を推進する。また、電力会社による電力施設の耐震性確保及び被害を軽減するための施策を町は把握するとともに、震災被害の縮小を図り、万全の予防措置を講ずる。

対策予防事業については、次頁を参照。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

＜沖縄電力㈱の主な災害予防事業＞

対 策 別	実 施 内 容
① 防災訓練の実施	年1回以上の防災訓練を実施し、町及び県、国が実施する防災訓練に積極的に参加することで、災害対策・活動を円滑にする。
② 火力発電設備	機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域の予想地震動等の特性を勘案した上で、技術基準法に基づいた設計を行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
③ 送電設備	a 架空電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 b 地中電線路 終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。 また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
④ 変電設備	機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
⑤ 配電設備	a 架空配電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 b 地中配電線路 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
⑥ 通信設備	屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。①～⑥について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないように必要に応じて設計する。

10 通信施設・設備の災害予防及び優先利用計画

(1) 町及び県における措置事項

対 策 別	実 施 内 容
<p>① 災害用通信手段の確保</p>	<p>(ア) 代替手段等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用 ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮） <p>(イ) 冗長性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携 ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化 <p>(ウ) 電源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等 ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策 <p>(エ) 確実な運用への準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検 ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検 ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟 ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練 ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等） ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策 <p>(オ) その他の通信の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

（つづき）

対 策 別	実 施 内 容
② 通信機器の 充実	<p>災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星携帯電話の導入をはじめ、情報通信機器の充実に向けた検討を行い、地上系のバックアップを図る。 ・防災行政無線等については、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。 ・J-ALERT（全国瞬時警報システム）及び Lアラート（災害情報共有システム）の整備
③ 通信設備等の 不足時	<p>災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。</p>
④ 停電時の備え 及び平常時の備え	<p>本町及び県は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。</p>

（2）各電気通信事業者による措置事項

対 策 別	実 施 内 容
a 電気通信設備等の 予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震及び耐火対策を図る。 ・予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。
b 伝送路の整備 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・主要都市間に多ルート伝送路を整備。 ・主要区間伝送路の有線及び無線による2ルート化。
c 回線の非常 措置計画	<p>＜災害発生時における通信確保の非常措置対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回線の設置切替え方法。 ・可搬無線機、工事車両無線機等による非常用回線の確保。 ・孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保。 ・災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出し携帯電話の確保。 ・可搬型基地局装置による電話回線確保。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

（3）通信設備の優先利用計画

① 優先利用の手続き

町は、県又は関係機関とともに、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

② 放送施設の利用

町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるとき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

例）地域ラジオとの連携

- FM ニライ（79.2MHz）
- FM よみたん（78.6MHz）

第2款 津波被害の防止計画

本町の西側には埋立地の水釜・兼久地区があり、その海浜地域は海岸保全区域に指定されている。この地区は比謝川河口に隣接しており周辺の沿岸域では特に波が高くなる傾向にあることから、その対策として護岸整備が進んでいる。

また住宅、公団、宿泊施設及び事業所等が海岸と密接に立地しており、津波による災害影響が大きいものと想定されることから、本町における地域環境を踏まえ、今後、津波被害から人命及び財産を守るための被害未然防止策、被害の拡大防止等、さらに必要な体制・手段への強化整備に努めるものとする。

[担当：総務課・福祉課、子ども家庭課、都市建設課・産業環境課・各班・消防本部]

1 津波危険に関する啓発

区 分	実 施 事 項
① 住民等への啓発事項	ア) 津波危険予想区域の周知 イ) 津波危険への対処方法 ウ) 過去の津波災害事例
② 啓発の手段・機会の活用実施	ア) 学校、幼稚園、保育所（園）での職員、生徒、児童、園児、保護者を対象とした啓発 イ) 漁業関係者を対象とした説明会 ウ) 津波危険地域に立地する施設関係者を対象とした説明会 エ) 津波危険地域の各自治会単位での説明会 オ) 訓練 カ) 誌

2 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

区 分	実 施 事 項
① 住民等に対する情報伝達体制の整備	本町における津波危険地域及び住家に対し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。
② 監視警戒体制等の整備	津波危険に対し、予報・警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。
③ 避難ルート及び避難ビルの整備	ア) 避難距離の長い避難ルートの見直し イ) 避難ルート・避難場所案内板の設置 ウ) 津波危険予想区域内の公民館等の公共施設及び、津波避難に有効な機能の付加整備を推進する。また3階以上等の民間建築物等の活用及び個別住宅等における津波発生時の一時避難所の使用協定及び機能付加について検討を図る。

3 海岸保全事業

（1）現況

本町の埋立地区の主な海岸線は、国土交通省水管理・国土保全局、港湾局により海岸保全区域が指定されており、港湾・漁港等の防災対策として、台風・高潮対策を重点に施設整備が実施されている。

（2）計画

従来の津波、台風、高潮等を想定した海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進していくことに対し、本町においては促進に努めるものとする。

なお、事業の実施にあたっては、自然環境の保護に十分配慮するものとする。

【資料編参照】

4 津波に強いまちの形成

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

ア 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する工場、物流拠点、臨海工業地帯、港湾・漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

イ 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

ウ 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い場合では、おおむね5分程度の避難を可能とする。

ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

エ 嘉手納町と県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県庁関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

オ 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港等の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

カ 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

キ 河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

ク 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

ケ 社会福祉施設及び医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

コ 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、県と協力し緊急輸送道路や輸送拠点（港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第3款 都市基盤の整備

防災環境を整備するため、基盤施設の整備を進め、災害の拡大を防止し、被害の軽減を目指す「防災強化町」を推進するため、関係各課や関係機関においての個別事業について総合調整を図り実施する。

[担当：総務課・企画財政課・都市建設課・上下水道課]

1 防災対策に係る土地利用の推進

(1) 防災的土地利用に関する事業の基本方針

本町における地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な生活環境の整備を促進する。

ア 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

イ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等には、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。

また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

(2) 防災的土地利用に関する事業実施

区 分	実 施 事 項
① 新規開発に伴う指導・誘導	新規開発等の事業に際し、防災の観点から総合的見地に立って調整・指導を行うとともに、新規住宅地においては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に実施する。
② 市街地の再開発	近年における都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が增大しているため市街地再開発事業を促進し、建築物の共同化、不燃化を促進することにより避難地及び避難路を確保する。
③ 都市計画区域指定	本町の狭隘な土地や比謝川沿いの険しい傾斜など地理的条件により住宅建設用地が限られており、住宅、商業、工業等が混在した集落や市街地が形成されてきた経緯があり、防災上危険な地区もあることから、都市計画区域の指定による土地利用の規制に向けて調査・研究を行い、防災に配慮した土地利用への検討を行う。

2 都市基盤施設の防災対策に係る整備

（1）都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

町の防災構造化を推進するため、建築物の不燃化・耐震化等により、防災空間を確保・拡充し、道路・公園、河川・砂防・港湾・漁港等の都市基盤施設の整備や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等について必要に応じた整備事業の計画を策定し、防災化対策に努める。

（2）都市基盤施設の防災対策に関する事業実施

区 分	実 施 事 項
① 防災上重要な道路の整備	<p>避難路、緊急輸送路、消防活動困難区域の解消等としての機能を有する道路整備を推進する。</p> <p>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p>
② 緑地の整備・保全	<p>土砂災害の危険性が高い急傾斜や軟弱地盤等について、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図り、土砂災害防止及び延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。</p>
③ 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置	<p>学校グラウンドや規模の大きい公園等を活用した広域避難地、住区単位とした街区公園等の一時避難地を計画的に配置・整備するとともに、必要に応じ活用可能なオープンスペースを利用した避難地・避難路を確保し、避難誘導標識等の設置を図りながら消防・避難活動等の対策強化を推進する。</p>

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

区 分	実 施 事 項
④ ライフライン 共同溝等の整備	<p>災害時におけるライフラインの途絶被害を最小限に止めるため、電線、水道管等の公益物件を収容するための共同溝等、地震に強い施設整備を促進する。</p> <p>また、本町、県及び各ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>さらに、大規模な地震・津波が発生した場合の被害想定結果に基づいて主要設備の耐震化、耐浪化、液状化対策、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。</p> <p>その他、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等に努めるほか、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。</p>
⑤ 防災拠点機能 の確保	<p>広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。</p>

3 地震火災の予防

(1) 地震火災予防の基本方針

今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア 不燃化の推進

地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ 消火活動困難区域の解消

1、2に記した事業のほか、都市防災構造総合推進事業や街路整備事業等により消火活動の困難な区域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

エ 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

（2）地震火災予防事業の実施

地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防火・準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を地震火災の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ 公営住宅の不燃化推進

町営住宅等の公営住宅については、市街地特性、地震火災の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。

ウ 耐震性貯水槽等・消防水利の整備

地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、耐震性貯水槽や自然水利・プール等の活用体制の整備を推進する。

第4款 建築物の対策

[担当：総務課・都市建設課]

1 建築物の耐震化の促進

「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、町有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

その他、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

2 ブロック塀対策

本町は密集した地区が多く、建築年数の古い建物が残るところについては、石垣やブロック塀等の老朽化がみられる箇所もあり、震災時には倒壊の危険性が高いことが予測されることから、このような箇所については、倒壊等の防止策を実施していくものとする。

区 分	実 施 事 項
① 調査及び改修指導	各地域におけるブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造替えや生垣等を奨励する。
② 指導及び啓発普及	町は、県による建築物の防災週間等を通じた建築基準法の遵守について、指導及びブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及・啓発を行う。

第5款 危険物施設等の対策

[担当：総務課・消防本部]

1 危険物災害予防計画

(1) 危険物施設等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 保安教育の実施

危険物施設等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を工事災害の予防に万全を期する。

① 火災、爆発物の防止対策

取扱う危険物の性質、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

② 危険物施設の管理、点検

危険物施設の維持管理が適正に出来るよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

③ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に関わる保安又は防災設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

④ 保安体制の整備、確立

危険物施設等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と本町及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

⑤ 従事者に対する教育訓練

危険物施設等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

（5）化学消防機材の整備

消防本部において、化学車等の配置・整備に努める。

また、特殊材を扱う等、消防上必要と考えられる事業所においては、化学消火剤の備蓄を行わせる。

2 高圧ガス災害予防計画

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、本町は国、県、公安委員会、（社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、保安体制の強化を図り、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

（1）高圧ガス消費先保安対策

消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

（2）高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

3 毒物劇物災害予防計画予防対策

（1）方針

地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握

イ 毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定

ウ 耐震等の定期点検及び補修の実施

エ 防災教育及び訓練の実施

オ 災害対策組織の確立

（2）対策

本町は、地震・津波災害時における毒物劇物による危害を防止するため、県が実施する毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対する指導に対し協力するものとする。

4 有害化学物質等漏出災害予防計画

事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、町民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

（1）「PRTR法」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者における取扱状況把握及び情報提供体制の整備

PRTR法第5条第2項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が主務大臣に届け出る内容（第一種指定化学物質及び事業所ごとの排出量及び移動量）を把握する

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

とともに、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

※PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(2)「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理

イ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

町及び防災関係機関は、地震に強い人づくり、まちづくりと同時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するための事前措置を推進していく必要がある。

本町の応急対策計画による対応が、災害発生時において実効性のあるものとするため、事前措置の規定と推進を図る。

第1款 初動体制の強化

[担当：総務課・各課・消防本部]

1 職員の動員配備対策の充実

突発的に発生する災害への対応として、迅速な情報の把握及び対策体制の確立が必要となることから、初動体制の強化を図るものとする。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたって、公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

■職員の配備対策の充実

災害対策職員及び要員の招集確保を整え、早期に所掌事務に従事・専念できる体制づくりが必要となるため、その対策を図るものとする。

区 分	実 施 事 項
① 職員の家庭における安全確保対策の徹底	災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員をはじめ、その家庭・家族への防災対策を徹底し、被害の最小限化を目指す。
② 災害対策職員の緊急呼出し体制等の整備	甚大な災害発生時に、災害対策職員自身が認識・把握できない場合を想定し、災害対策本部長をはじめ各部署との連絡体制及び動員を確立するため、常時呼出し可能な体制づくりを図る。
③ 24時間体制の整備	勤務時間の内外を問わず発生のある可能性がある災害に対処するため、24時間体制の対策要員の待機により、迅速な初動体制を確保可能とするよう、強化・整備に努めるものとする。
④ 庁舎執務室等の安全確保の徹底	災害対応への執務室及び対策本部設置場所である町役場庁舎内において、備品の倒壊による負傷等がないよう、備品の固定化、危険物の撤去等防災対策を整えて安全確保を徹底する。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

区 分	実 施 事 項
① 庁舎の耐震診断	嘉手納町災害対策本部を設置する予定である町役場庁舎の耐震診断を実施し、対策遂行が確保できる体制を整備する。
② 災害対策本部の設置マニュアルの作成	対策本部の設置が、誰にでも迅速に確立できるよう、情報通信機器の設置方法や設置マニュアル等を早急に整備する。
③ 災害対策本部職員用物資の確保	災害対策本部の職員がその職務に専念・遂行できるよう、最低3日分の水・食糧と下着や毛布等の生活必需品の備蓄について検討する。

3 災害情報の収集・伝達体制の充実

災害発生後、迅速に情報を把握するための対策を図るものとする。

区 分	実 施 事 項
① 情報通信機器等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町防災行政無線の充実に努める。 ・県と協力し、防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）の導入等について支援する。 ・エリアメールをはじめ、登録制のメール、緊急通報システムの活用、戸別受信機の整備など本町にあった情報通信機器の整備を検討し、多様な情報通信システムの構築を推進する。 ・地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。
② 通信設備の不足時の備え	災害発生時において、通信設備等の不足が生ずる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
③ 連絡体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保 ・防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討
④ 情報収集要領の作成	被災した場合、県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集・伝達内容等を検討し、情報収集・伝達要領としてまとめるものとする。

4 情報分析体制の充実

収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

5 災害対策実施方針の備え

収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておくものとする。

6 複合災害への備え

本町をはじめ、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2款 活動体制の確立

本町における災害応急対策を迅速に実施するために、以下の項目における活動体制の確立を図る。

（1）職員の防災能力の向上

区 分	実 施 事 項
① 職員を対象とした防災研修の実施	職員を対象とした防災研修会を定期的を開催し、職員の資質向上を図る。また、防災に関する記事・レポート等を全課に配布することや、電子掲示板等に防災関係記事を掲載する等、職員への防災知識の普及・理解を深めるものとする。
② 防災担当職員、災害対策要員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県が主催する防災研修会、防災関係学会等へ積極的に職員を派遣する。 ・災害を体験した都道府県への視察、意見交換会の開催等を行う。
③ 民間等の人材確保	緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

（2）物資、資機材の確保体制の充実

災害応急対策実施には、膨大な数の救出用資機材等が必要となることから、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、町内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握するものとする。不足する資機材等については、関係機関や協定を締結している民間事業者と連携して、災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

① 救出・救助用資機材の確保体制の充実

災害発生時に緊急度の高い救出・救助用資機材は、住民が身近に確保できるよう整備に努める。

- ・自治会単位等における自主防災組織の育成に伴い、各組織への救出救助用資機材の補助
- ・各家庭、事業所等に対する救出・救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ・救助工作車等の拡充及び更新整備の促進
- ・資機材を保有する建設業者等と町との協定等締結の促進
- ・各公共施設における救出・救助用資機材の整備促進

② 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時の緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるような環境づくりに努める。

- ・各自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ・家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ・消防自動車等、公的消防力の整備拡充の促進

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

③ 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

設備の整っている県立病院（中部病院等）は混沌とすることが想定され、医薬品・衛生材料の確保の他、本町において想定被災者数を考慮した量を目標とした確保に努める。

④ 生活必需品の確保体制の充実

水・食糧・被服寝具等の生活必需品について、本町の規模を考慮したうえ、災害発生後3日以内に調達体制を確立することを目標とし、それまでの間は家庭及び地域における確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

また、災害対策用食料等の備蓄に関する計画及び現況は資料編に示す。

- ・家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への水・食糧・被服寝具等の生活必需品の7日分以上の備蓄に関する啓発
- ・町における食糧、飲料水、被服・寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進
- ・飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄
- ・大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等の締結を近隣市町村とともに促進

⑤ 輸送手段の確保

本計画の「風水害等編 第3章第6節 交通確保・緊急輸送計画」の対策に基づき、車両、船舶、空輸機等、あらゆる輸送手段の確保を念頭に事前協議を図るなどの対策を講じることとする。

（3）応援体制の強化

本町における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら以下の対策を講じることとする。

- ① 近隣市町村間及び県内関係業者、民間団体等との間で相互応援協力協定の締結を促進するとともに、応援の要求手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、周知を徹底する。また、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備に努める。
- ② 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等の連携のもと対策を講じていく。

- ・専門ボランティア（資格・技術を要する）やボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備促進。
- ・ボランティアコーディネーターの養成を図る為、災害時のボランティアのあり方や求められるマンパワーの要件、活動支援・調整等の研修会を実施する。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

③ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

④ 自衛隊との連携の充実

被害想定結果を踏まえて、災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

⑤ 米軍との協力体制の充実

災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について具体的に協議し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。

⑥ 応援・受援の備え

災害の規模に応じて、円滑に応援又は受援できるように以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・ 応援先・受援先の指定
- ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- ・ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等

（4）交通確保・緊急輸送体制の充実

交通確保・緊急輸送体制の確保については、以下の対策を講じるものとする。

ア 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。また、協議会の設置等により、道路管理者相互の連携の下で道路啓開等を迅速に実施する計画の策定に努める。

イ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、「災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

ウ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町の管内に1箇

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

エ 運送事業者との連携確保

本町及び県は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

（5）広報・広聴体制の充実

被災地での噂やデマなどによるパニック等の2次被害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報を発信し、災害応急対策を円滑に進めるための対策を講じるものとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① プレスルームの（報道機関室）の設置準備② 報道機関を通じた広報体制の事前協議③ 防災行政無線放送の活用、並びにパソコン通信・インターネット等での情報発信の検討④ 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ |
|---|

（6）防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時に防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、更には防災資機材や物資の備蓄の場であり、災害時には避難場所や応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプとなる。

このため、自治会等の行政区単位別にコミュニティー防災拠点、学校区別には地域防災拠点としての確保が重要であることから、本町において必要な整備を促進するものとする。

（7）公的機関等の業務継続性の確保

本町は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- ア 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- イ 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

各個別の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するために、各々の活動に対応した事前措置の対策を図るものとする。また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めていくものとする。

（1）生命・財産への被害を最小限とするための事前措置

① 地震に関する情報の収集・伝達体制の充実

余震による被害をより効果的に防止するため、余震に関する情報を住民に迅速に知らせる体制を整える。

② 津波に関する情報の収集・伝達体制の充実

津波警報等の収集及び津波危険予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

③ 避難誘導対策の充実

危険な建物や場所から安全な場所に避難させるためには、避難誘導に関する対策を各機関、施設等において各々確立する必要があることから、各対策を図るものとする。

- ・ 公共・公益施設の耐震補強と避難体制の再点検
- ・ 社会福祉法人、宿泊施設等の経営者に対する避難体制の再点検の指導
- ・ 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への避難マニュアルを作成
- ・ 耐震性のある国や県、民間施設の避難所指定に関する調整
- ・ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及びマップ作成の検討

④ 救出・救助対策の充実

建物や土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等を迅速に救出・救助できるような対策を行うこととする。

- ・ 県、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出・救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）
- ・ 自主防災組織用の救出・救助用資機材の補助

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

⑤ 緊急医療対策の充実

行政機関と医師会等の医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。

- ・初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
- ・緊急医療活動訓練の実施（総合訓練を含む）
- ・第2次、3次の救急医療施設への軽傷患者の集中過多の防止対策
- ・医療機関の被災状況、稼動状況、医薬品に関する情報、その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化するとともに提供を行うための対策

⑥ 消防対策の充実

同時多発火災の発生を想定し、迅速に対処するため対策を講じるものとする。

- ・消防本部、自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- ・耐震性貯水槽や消防用車両・設備の充実整備
- ・各自治会への自主防災組織用の初期消火用資機材の補助

⑦ 建築物の応急危険度判定体制の整備

町民の安全を確保するため、建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による2次被害を防止し、被災建築物の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(2) 被災者の保護・救援のための事前措置

① 学校防災拠点化の促進（地域の避難所等としての拠点）

- ・無線設備の整備
- ・教職員の役割の事前規定
- ・調理場の調理機能の強化
- ・保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- ・避難生活を想定したシャワー室、和室、簡易ベッドの整備
- ・学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- ・給水用・消火用井戸・貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備

② 緊急避難場所・避難所の指定・整備

ア 緊急避難場所・避難所の指定

本町は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

イ 避難場所・避難所の整備

本町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月）」を参考に指定避難所の環境整備に努める。

また、学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

③ 福祉避難所のリストアップ

本町は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障害者等を専用に取り入れる福祉避難所の指定に向けて取り組むものとする。なお、指定に向けて以下の取り組みを進めていく。

<福祉避難所の指定に向けた取り組み>

福祉避難所の指定に向けて、避難対象者の把握をはじめ、指定候補施設の選定、候補施設との調整・指定（民間施設においては協定を締結）などを総合的に取り組むものとする（福祉避難所の指定に向けた調査の実施）。調査にあたっては、以下の内容を整理するものとする。

- 福祉避難所への避難対象者の概数把握
- 指定候補施設の選定
- 候補施設の概況把握（施設、設備、人員体制、受入れ可能人数など）
- 候補施設における必要な整備、資機材等の把握
- 民間施設の指定における、調整事項、協定内容（案）の整理

④ 家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する水や食糧等の生活必需品により生活の確保を図る体制が重要であり、物資調達体制が確立するまでの備蓄体制に努めるよう啓発を行う。

⑤ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

震災により住家を失った人に対し、迅速に応急仮設住宅を提供できるようにプレハブ建築協会等との間での協定締結を図る。また、供給可能量を把握し、調達供給体制を整備しておく。さらに、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体と協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

⑥ 物価の安定等の事前措置

災害発生時において物価の安定を図るため、小売店及びガソリンスタンド等の営業状況について把握し、迅速な対応を図る。

- ・災害発生時の価格監視する物品リストの作成及び監視方法の検討
- ・災害発生時の営業状況を把握するための事業所リストの作成

⑦ 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うための措置を図る。

- ・学校等の教育施設が避難所として使用される場合、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討を図る。
- ・学校時間外の災害発生時の児童、生徒並びに教職員の被災状況の把握方法の検討
- ・文化財の所有者又は管理者に対する防災体制を確立させるための指導並びに文化財の耐震調査の指導

⑧ 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

⑨ 広域一時滞在等の事前措置

大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置を実施する。

- ・他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
- ・災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成
- ・一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- ・総務省の全国避難者情報システムを活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備
- ・放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

⑩ 家屋被害調査の迅速化

県が実施する家屋の被害認定の担当者のための研修等を受講し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なり災証明の発行を迅速化する。

なお、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

⑪ 災害廃棄物処理計画の策定

本町は、国の災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）に基づき、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

⑫ 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第 86 条の 2 及び第 86 条の 3 により、消防法第 17 条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、本町及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第4款 災害ボランティアの活動環境の整備

[担当：総務課・福祉課]

（1）ボランティア意識の醸成

①学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、本町は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

②生涯学習を通じた取組

本町及び嘉手納町社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

（2）ボランティアの育成等

①ボランティアの育成

本町は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び嘉手納町社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努める。

②専門ボランティアの登録等

(ア) 本町は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。

(イ) 本町は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

③ボランティアコーディネーターの養成

本町は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び嘉手納町社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

（3）ボランティア支援対策

①本町は、県・嘉手納町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

②本町及び嘉手納町社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

③本町及び嘉手納町社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。

④本町は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

第5款 要配慮者の安全確保計画

高齢者、病弱者、障害者、児童（乳児含む）、妊婦、外国人、観光客等の災害に比較的弱いと想定される者に対し、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面での配慮が必要である。

このため、平常時から地域における要配慮者への支援体制が整備されるよう努めるとともに、災害・地震時には避難誘導はもとより、高齢者、障害者等の避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を推進するものとする。

特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

[担当：総務課・福祉部・産業環境課・消防本部]

1 社会福祉施設等における安全確保

災害時に、自力で避難できない人々（日常生活が困難な高齢者や障害者（児）、乳幼児等が入所又は通所している社会福祉施設、保育施設等において、安全を図るための十分な防災対策を日頃から講じておくものとする。

（1）地域防災計画への位置づけ

災害発生時の要配慮者の避難対策等について、施設管理者及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の福祉施設等については、警報等の伝達体制や避難場所等を明記しておく。

（2）施設、設備等の整備及び安全点検

要配慮者の災害時における安全及び避難の確保を図るため、施設管理者は施設自体の崩壊、火災発生等が起こらないように施設の整備を図るとともに、点検を常時行う。

（3）地域との連携

災害発生時における避難は、施設職員のみでは不十分であることが予測されることから、施設周辺地域の住民との協力体制が得られるよう、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、避難体制の強化を図るものとする。

（4）緊急連絡先の整備

要配慮者の保護者又は家族等が、災害時において確実な連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行う。

（5）災害用備蓄の推進

災害時に要配慮者が最低限必要な食糧及び物資を確保するため、災害用備蓄対策を図るものとし、乳幼児の長時間保護を担う施設には、ミルク等の必要最低限の非常用食糧確保に努める。

また、必要に応じて近隣市町村や民間業者との応援協定を結び、災害時に生活物資が避難所等に十分に届けられる流通システムを検討する。

2 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者等のように災害発生時には自力で避難することが困難な避難行動要支援者が多く出入りしていることから、安全確保のため日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

（1）施設、設備等の整備

施設管理者は、特に要配慮者が安全に避難できるように施設・設備の整備に努め、迅速に対応できる体制も合わせて図るものとする。

（2）施設、設備等の安全点検及び指導

本町内の不特定多数者が利用する施設を把握し、消防機関と連携した付属設備の安全点検に常時努めるとともに、施設管理者への指導を行うものとする。

3 在宅で介護を必要とする町民の安全確保

障害者（児）、寝たきり高齢者、認知症を有する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難等、災害時の安全確保が困難であることから防災上の特別の対策及び体制の整備を図るものとする。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者等についても生活環境の面から防災上の特別な配慮を必要とする。

（1）避難行動要支援者の避難支援計画の策定

防災関係機関及び、社会福祉協議会や民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の平常時から要配慮者と接している福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するよう努める。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者名簿等の情報を共有し、かつ、本人の同意を得て自主防災組織等に提供し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月 内閣府）に基づくものとする。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

（2）防災についての指導・啓発

広報誌、広報活動等、関連施設・機関を通じ、要配慮者及び家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

対象者	内容
① 要配慮者及びその保護者・家族	<ul style="list-style-type: none">日常生活において常に防災に対する理解を深めるとともに、日頃から防災対策を講じておくこと。地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加すること。
② 地域住民	<ul style="list-style-type: none">地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を整えておくこと。災害発生時において、要配慮者の安全確保に協力すること。

（3）緊急通報システムの整備

要配慮者の安全を確保するため、迅速な災害情報の伝達が行えるように検討し、必要な整備が図れるよう努めるものとする。

4 避難行動要支援者の名簿作成・活用

高齢者や障害者等の災害時に1人で避難することから困難な避難行動要支援者について、必要な避難支援が行えるよう避難行動要支援者の名簿の作成等について以下のとおりとする。

（1）名簿作成の方法

役場をはじめ、警察・消防等の関係機関が保有する情報を基に災害時に避難する際、支援が必要と考えられる方をリストアップするとともに、支援を希望される方が申請書を提出することにより、嘉手納町避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

ただし、避難行動要支援者本人による申請が困難な場合は、同居者、親族、自治会、民生委員児童委員、介護支援専門員及び相談支援専門員等が代理申請を行うこともできる。

また、名簿登録に際しては、避難を支援する方等への個人情報の情報提供について同意が必要である。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

（2）避難行動要支援者の対象

避難行動要支援者の対象は、「嘉手納町災害時要援護者実施規則」に準じて以下のとおりとする。

- ① 75歳以上の方（ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方）
- ② 要介護3以上の認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方（1級又は2級）
- ④ 療育手帳の交付を受けている方（A判定）
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級）
- ⑥ その他災害時等の避難に支援を要し、町長が必要と認める方（妊婦、外国人等）

※在宅の方を対象とし、施設や病院などに長期入所・入院されている方は対象外とする。

（3）名簿の使用及び個人情報の保護

名簿の使用方法は、「地域支援者（隣近所）」「自治会、自主防災組織」「社会福祉協議会、民生委員児童委員」等と避難行動要支援者の情報を共有し、避難支援に関することや日頃からの声かけ・見守り活動に活用するものとする。

また、避難行動要支援者の個人情報については、適正に管理するとともに、上記の目的以外の使用は行わないものとする。

第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

本町に来訪した地理に不案内な観光客・旅行者等が、災害に遭遇した場合を想定した安全確保等の事前対策を図るものとする。

1 観光客・旅行者の安全確保

(1) 避難標識等の整備、普及

本町は、県が作成する避難場所・避難路の誘導標識について観光客・旅行者・外国人等にも容易に判別できる統一的な図記号を商工会、観光・宿泊施設等に普及する。

観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

本町は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

本町は、県及び観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2 外国人の安全確保

米軍基地が所在する町という地域特性や国際化の進展に伴い、言語・文化・生活環境の異なる多くの外国人に対し、災害時の被害を最小限にとどめ的確な行動が取れるよう、県とともに本町における防災環境づくりに努めるものとする。

(1) 外国人への防災知識の普及

① 多言語による災害情報の提供

テレビ・ラジオなどのメディアと連携し、災害などの緊急時に多言語で災害情報を伝達できるよう、体制を整備する。

また、多言語の防災パンフレットを作成・配布するなどの方法により、外国人に対し防災知識の普及を図るものとする。

② 避難誘導及び災害情報伝達のための看板等の設置

外国人が避難場所に円滑に移動できるよう、多言語の看板や国際的に共通した絵文字表記（ピクトグラム）の設置・活用を進める。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

（2）地域の防災訓練等への参加促進

在住外国人が、火災や地震などの災害発生時に対応できるよう、地域の消防団や防災訓練等への積極的な参加を促す。

（3）外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

3 観光危機管理体制の整備

ア 観光危機管理の普及、対策の促進

本町は、県及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

イ 観光危機情報提供体制の整備

本町は、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、県、本町、（一財）沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第5節 津波避難体制等の整備

第1款 津波避難体制等の強化計画

[担当：総務課・各課・消防本部]

1 津波避難計画の策定・推進

(1) 嘉手納町における対策

県が策定する津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、本町の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

(2) 避難計画の留意点

ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分または津波予想到達時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。この場合、警察機関との十分な調整を図るとともに、各自治会との合意形成、津波避難路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防団員、水防団員、警察官、嘉手納町職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

2 津波危険に関する啓発

(1) 嘉手納町における対策

ア 住民等を対象に以下の項目について繰り返し、普及・啓発を行う。

- ①津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）
- ②津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- ③過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）
- ④津波の特性（波の押し・引きなど）

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

イ 普及啓発は、いかに例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- ①学校、幼稚園、保育園での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- ②漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- ③津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者）関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- ④津波危険地域の各自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- ⑤広報誌
- ⑥防災訓練
- ⑦防災マップ（津波ハザードマップ）
- ⑧統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- ⑨電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

（2）広報・教育・訓練の強化

ア 津波ハザードマップの普及促進

津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

イ 津波避難訓練の実施

津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、町民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

ウ 津波防災教育の推進

教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、町民の津波防災への理解向上に努める。

3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

（1）危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておくものとする。また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

（2）監視警戒体制等の整備

津波危険に対し、警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

（3）避難ルート及び避難ビルの整備

ア 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では、概ね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は、最大級の津波到達予測時間の25分を目安として、10m以上の高台へ避難できるよう検討する。また徒歩避難を原則とし、避難路、避難階段を整備し、町民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

イ 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインの設置をする。

ウ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。また、津波到達時間内に避難できる高台やビルが存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

エ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔10m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等を基本とするが、津波到達時間内に海拔10m以上への避難が困難な場合には、浸水想定区域内での津波避難ビルの指定についても検討していく。

避難場所の指定に際しては、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つための設備の整備に努める。やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、町民への周知と理解を促進する。

オ 津波避難困難区域の解消

県の津波避難困難区域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難区域を設定する。また、津波避難困難区域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

（4）その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

4 津波災害警戒区域等の指定等

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について県と連携し検討する。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。

（1）計画に当該区域ごとに津波に関する情報、予報、警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

（2）津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。

（3）津波災害警戒区域を含む場合は、嘉手納町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について町民に周知させるため、これら事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

（4）津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言または勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第2款 孤立化対策の強化

[担当：総務課・企画財政課・都市建設課・産業環境課]

本町においては、災害により主要道路である国道58号及び県道等の主要道路が寸断された場合をはじめ、通信施設が被災し、長時間外部からの救援が不能となる事態も予想される。

また、各区から高台や中高層ビルへの避難に時間を要する地区もあることから大津波から避難できない事態も予想される。

このような防災上の不利性を踏まえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。

1 孤立化等に強い人づくり

(1) 孤立想定訓練

地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入れ、漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

(2) 知識の普及

地震・津波による長時間の孤立化を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食糧、生活必需品等について少なくとも3日分以上の備蓄を促進する。

(3) 自主防災組織の育成

初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう、全地区において自主防災組織の設立を目指すものとする。

このため、県と連携して自主防災リーダーの育成や自主防災資機材の整備等を行う。

(4) 消防団の高度化

県と連携して、本町の消防団員を対象に、教育・研修や消防資機材等の整備を行う。

2 孤立化等に強い施設整備

(1) 港湾・漁港等対策

港湾管理者及び漁港管理者は、孤立化防止に重要な港湾・漁港等について、耐震強化岸壁や背後港湾・漁港等施設の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。

第2編 地震・津波編（災害予防計画）

（2）道路対策

道路管理者は、本町の重要な災害対策拠点（避難所、救護所、物資輸送拠点等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。

（3）通信施設対策

嘉手納町及び県、通信事業者は、孤立化が予想される地区について所管の通信施設の耐震性等を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）を確実なものとする。

3 地震・津波災害応急対策活動の準備

（1）備蓄拠点の確保等

救援物資の搬送が数日間途絶する状況を想定し、各自治会ごとに十分な量を備蓄するほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

（2）臨時ヘリポートの確保

津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートを検討・確保し、ヘリポートの開設・運用に必要な体制や資機材等の整備を推進する。

4 津波避難体制の整備

（1）津波に対する啓発

過去に大きな被害をもたらした、チリ地震津波や八重山地方大津波等（明和の大津波）の教訓の伝承を推進する。

（2）津波警戒避難体制・手段の整備

沿岸地区で海拔の低い地区や高台に避難するには安全な避難経路を確保できない（河川沿い及び沿岸の道路を通らなければならない場合）各区においては、短時間での避難や津波避難に必要な津波避難タワーの整備等を検討し、津波避難対策の強化を図る。